

シンポジウム 日本における中国暦法の継受

吉田 拓矢

はじめに

令和五年（二〇二三）は、日本において太陽暦（グレゴリオ暦）が採用されてより、一五〇周年にあたる。一年の日数を太陽年（約三六五・二四二日）に近似させるだけの太陽暦に対して、明治五年（一八七二）十二月二日まで行用されてきた太陰太陽暦は、太陽と月の複雑な運動を毎年推算して月の第一日（ついたち）や閏月の有無を決めていくという点で、より高度な天文学を必要とする暦法であった。特に中国では、『書経』堯典に「乃命羲和、欽若昊天、曆象日月星辰、敬授人時」とあるように、天体運行を観測して暦を制定することが為政者の務めとされたので、古くから天文学が発展し、暦法（太陰太陽暦）は改廃が繰り返された。一方、日本では、江戸時代に渋川春海が大和暦（貞享暦）を完成させるまで独自に暦法を成すことはなく、中国から暦法を継受して行用する、という状況が久しく続いた。日本で太陰太陽暦が行用された期間のうちの殆どは、中国暦法で毎年の暦が作成されていたのである。

日本で行用された中国暦法は、元嘉暦、儀鳳暦（麟徳甲子元暦）、大衍暦（開元大衍暦）、五紀暦（宝応五紀暦）、宣明暦（長慶宣明暦）の五つであるが、宣明暦が頒行されたのは平安時代、貞観三年（八六二）のことであり、その後、江戸時代に貞享暦に代わるまで行用されたので、中国暦法を新規に採用して行用させたのは、古代までであったことになる。そこで本稿では、日本古代における中国暦法の継受に焦点を当て、その実態と特質について論じることしたい。

一、複数の中国暦法の併用

日本古代には、複数の中国暦法を併用する、という期間が二度あった。一度めは七世紀末のことで、元嘉暦と儀鳳暦との併用、二度めは九世紀半ばのことで、大衍暦と五紀暦との併用である。そもそも、複数の暦法を併用するということは、あまり例のあることではない。暦はその王朝の国家統治を象徴する制度の一つであり、新規に暦法を採用するときには、従来の暦法は廃されるのが常である。また、

新曆法は従来の曆法よりも精度が向上しているはずであり、特段の事情がない限り、曆法を併用することに利点はないはずである。にもかかわらず、日本では二度も複数の中国曆法が併用されることになったのであり、これを特徴の一つと見ることができよう。以下、それぞれの併用について経緯を検証していきたい。

(一) 元嘉曆と儀鳳曆との併用

一度めの中国曆法の併用、すなわち元嘉曆と儀鳳曆との併用は、持統天皇四年(六九〇)十一月十一日勅によって指示されたものである。『日本書紀』には「甲申、奉_レ勅、始行_三元嘉曆与_三儀鳳曆_二とあり、これは、日本で初めて曆法を公式に行用することを命じた勅でもある。この勅の前年、持統天皇三年六月には飛鳥浄御原令が諸司に班賜されており、そこで頒曆が制度化されたのにもなつて、頒曆を計算するのに用いるべき中国曆法を、この勅で指定したのであろう。

このとき併用することとなつた曆法について、それぞれ概観しておく。元嘉曆は、中国では南朝の宋の元嘉二十二年(四四五)から梁の天監八年(五〇九)まで行用された曆法であり、『隋書』百濟伝などにより、百濟でも行用されていたことが知られる。六世紀には、百濟から日本に曆博士が派遣されており、実情としては、日本でも持統天皇四年以前から元嘉曆は行用されていたことになる。推古朝には、百濟僧の觀勒が「曆本」をもたらし、陽胡史の祖である玉陳に曆学を伝授したが、『日本書紀』推古天皇十年(六〇二)十月条)、このときの「曆本」も元嘉曆であろう。このように、元嘉曆は併用が指示された時点で成立から二百年以上を経ており、内容

からしても、章法が成立する(一九太陽年を二三五朔望月と均しいとする)昔ながらの中国曆法であつた。対して、儀鳳曆は、唐の麟徳二年(六六五)より行用されていた現行の中国曆法であり、天体曆としては元嘉曆よりも格段に優れた曆法である。

したがつて朝廷としては、優秀な曆法である儀鳳曆を、ただちに採用したかつたことであろう。ただし、元嘉曆よりも格段に優れているということは、元嘉曆よりも遙かに複雑な計算を必要とする、ということでもある。その複雑さが顕著に現れるのが、月の第一日(ついたち)の計算であつた。そもそも、月の満ち欠けの周期は複雑に変動しているのであるが、元嘉曆では、その周期を平均して月の第一日を決めており、計算は容易であつた。対して、儀鳳曆では、月の満ち欠けを厳密に推算して月の第一日を決めるため、太陽と月の運動の遅速を計算しなければならず、遙かに複雑な手順に変わつていた。そのため、日本の曆官が儀鳳曆に習熟するまでには、相応の時間を要したことであろう。

この点を踏まえるならば、元嘉曆と儀鳳曆との併用とは、曆官が儀鳳曆を自在に操れるようになるまでの猶予期間であつた、と見ることができよう。そしてほどなく、儀鳳曆を着実に計算できる体制が整うと、曆官は元嘉曆を用いるのをやめ、儀鳳曆のみを用いるようになったものと思われる。このように、曆官がその計算方法を習得しない限り、中国曆法を行用することはできないのであり、その現実的な対応として、いつから儀鳳曆を用いるかという判断を現場に委ねることにしたのが、持統天皇四年の勅であつたのではなからうか。

(二) 大衍暦と五紀暦との併用

二度めの中国暦法の併用、すなわち大衍暦と五紀暦との併用は、文徳天皇の天安二年（八五八）から清和天皇の貞観三年（八六一）までの、わずか四年間のことであった。大衍暦は、唐僧の一行が撰した暦法で、中国では開元十七年（七二九）から上元二年（七六一）まで行用され、日本では淳仁天皇の天平宝字八年（七六四）から行用されていた。五紀暦は、郭献之が撰した暦法で、中国では宝応元年（七六二）から建中四年（七八三）まで行用され、その間、宝龜十一年（七八〇）に羽粟翼が光仁天皇に献じている。しかし、行用には至らぬまま七十年以上を経過したため、天安二年の時点ですでに、五紀暦もやや古い暦法となっていた。つまり、大衍暦と五紀暦との併用は、さほど新しくない中国暦法どうしの併用であったことになる。このような両暦を併用させるに至った経緯は、『日本三代実録』貞観三年六月十六日己未条によって知ることができる。

十六日己未、始頒行長慶宣明曆經。先是、陰陽頭從五位下兼行曆博士大春日朝臣真野麻呂奏言、「(中略)高野姬天皇天平宝字七年八月、停儀鳳曆、用開元大衍曆。厥後、宝龜十一年、遣唐使録事故從五位下行内藤正羽栗臣翼貢宝応五紀曆經云、『大唐今停大衍曆、唯用此經。』天応元年、有勅令、拋彼經造曆日、無人習学、不得伝業。猶用大衍曆經、已及百年。真野麻呂、去齊衡三年、申請用彼五紀曆。朝廷議云、『国家拋大衍曆經造曆日尚矣。去聖已遠、義貴兩存。宜暫相兼不得偏用。』貞観元年、渤海国大使烏孝慎新貢長慶宣明曆經云、『是大唐新用經也。』真野麻呂

加覆勘、理当固然。(中略)方今、大唐開元以來、三改曆術。本朝天平以降、猶用一經。靜言事理、実不可然。請、停旧用新、欽若天步。」詔從之。

これによると、かつて五紀暦は天応元年（七八一）の勅によって採用となつたはずが、学ばれることなく行用も実現せず、大衍暦がそのまま用いられてきたという。そこで齊衡三年（八五六）、曆博士大春日真野麻呂は大衍暦を廃し五紀暦を採用するように提言し、その可否が審議されることになった。五紀暦は大衍暦よりは新しく、かつて行用するはずであったということもあり、この改廃は許可されそうなものである。しかしそうはならず、「国家拋大衍曆經造曆日尚矣。去聖已遠、義貴兩存。」という理由で、曆博士は両暦を併用するように指示された。さらに、「宜暫相兼不得偏用。」とあるように、いずれか片方のみを用いることは禁じられ、併用が強制されたのである。朝廷としては、これまで問題なく行用できていた大衍暦を廃すべき理由が見当たらず、未知の五紀暦を採用することに利点を見出せなかつたのであろう。一方で、専門家である曆博士の提言を完全には無視し得ず、大衍暦との併用を通じて、五紀暦を試用させることにしたものと推察される。このように、当時の朝廷において、暦法を最新のものに改訂しようという意欲はすでに低く、むしろ、行用して久しい暦法のほうが信用され、尊重されるようになっていたことが読み取れる。このあと、大衍暦・五紀暦に代わつた宣明暦は、江戸時代まで八百年以上も用いられることになつたが、暦法を容易に改めようとしないう姿勢は、すでに九世紀のうちから醸成されていたのである。

以上、日本での二度の中国暦法の併用について、その経緯を検証してきた。総じて、暦法を併用する目的は、新しい暦法が問題なく行用できるかどうかを確かめることにあった。すなわち併用とは、毎年の暦の作成に支障を来さぬよう暦法を撰取する方策であった、と評価できる。ただしそれは、天子として頒賜する暦を作成させるにあたって、いずれの暦法で暦を計算するかを陰陽寮（暦博士）に委ねてしまうということであり、天皇の時間支配は、緩やかなものにならざるを得ない。中国暦法を継受することは、その計算方法が暦博士に了解されるまで暦法を改廃できないということであり、日本の為政者は、意のままに時間を支配することなどできなかったのである。

ここまで見てきたように、中国暦法を行用するのは容易なことではなかったのであるが、その要因は、単に中国暦法が難解であったということだけにあるのではない。次章では、何が中国暦法の継受をより難しくしたのか、という点について論じることにはしたい。

二、中国暦法の入手経路

古代から近世にかけて、中国暦法を計算して毎年の暦を作成する任にあたった中務省陰陽寮の職員が、暦博士である。とりわけ古代においては、暦法を解する人材は貴重であり、中国暦法を遅滞なく継受できるか否かは、ときの暦博士に懸かっていたと言っても過言ではない。それでは暦博士は、中国暦法をどのような環境のもとで継受していたのであろうか。中国暦法がいかなる経路で入手されていたのか、という観点から検証したい。

「正朔を奉ずる」という語があるように、中国皇帝は朝貢国に暦を頒賜したが、日本にもたらされた中国暦法は、皇帝から頒賜されたものではなかったようである。元嘉暦は、日本に暦博士を派遣していた百済を経由して伝わったものである。次の儀鳳暦は、唐では麟徳甲子元暦であり、名称が異なっている。この点については、新羅が麟徳暦を改訂して儀鳳暦と命名したとする見解があり、従うべきであろう。したがって、儀鳳暦は新羅を経由して伝わったものと推測できる。

大衍暦は、留学生として養老元年（七一七）に入唐した下道（吉備）真備が、現地で入手したものである。真備は、天平七年（七三五）三月に帰朝し、翌月には「大衍暦経一卷、大衍暦立成十二卷」を聖武天皇に献じた（『続日本紀』天平七年四月辛亥条）。留学生という立場で入手していることからして、これも恐らくは皇帝が頒賜したものでないであろう。

五紀暦は、宝龜八年（七七七）に出航して翌年帰着した遣唐使が入手したものである。このときの遣唐使は帰路に遭難し、高波によって第一船は破断、副使小野石根（重病のため渡唐を辞退した大使佐伯今毛人に代わって任務を遂行）は命を落としており、「宝応五紀暦経」を光仁天皇に献じたのは、遣唐准判官羽栗翼であった（前掲『日本三代実録』貞観三年六月十六日己未条）。五紀暦が難を逃れたのは、第一船以外に搭載されていたからであろうか。

宣明暦は、貞観元年（八五九）に到着した渤海使が、「大唐新用経也」として貢じたものである（前掲）。このときの渤海使は、文徳天皇の諒闇のため入京を許されず、加賀国より帰国している。したがって宣明暦に関して、暦博士が渤海使から直接情報を得るこ

とはなかったと推察される。さらに、『類聚三代格』元慶元年(八七七)七月二十二日太政官符に「今檢一件宣明経目録、唯有勸_下経術之書_上、無_下相_三副曆議_一之書_上。」とあることから、日本には暦経のみが伝わり、曆議や立成は伝わらなかったことも判明する。

以上のことから分かるのは、第一に、曆博士は中国暦法について「教わる」機会に恵まれず、曆書を頼りに独学せざるを得なかった、という点である。日本の陰陽寮と唐の司天台との間に人的交流があつた形跡はなく、独学で計算方法を理解すること以外に、曆博士が中国暦法を習得する術はなかった。第二に、日本に伝来した曆書、すなわち曆博士が参照できた曆書は、必ずしも完本ではなく、一部しか入手できていない場合もあつた、という点が指摘できる。儀鳳曆や五紀曆については定かではないが、大衍曆の場合は、暦経一卷・曆議十卷・立成十二卷以下が存しており、『類聚三代格』元慶元年七月二十二日太政官符)、完本で伝わつたのであろう。しかし、宣明曆の場合は先述したように暦経のみが伝わり、曆議や立成を欠いていた。計算方法が記されているのは暦経であり、暦経があれば一応、曆を計算することは可能である。しかしながら、曆議は理論を解説する書物、立成は計算に使う数表であり、これらなしに曆を計算できるようにすることは、容易ではなかったものと推察される。

このように、日本の曆博士は、中国暦法を継受するにあたって、人的交流がなくテキストを独学するしかない、かつ、そのテキストもときに完本ではなく解説や数表を欠いている、という二重の障壁に阻まれていたのである。そしてその影響は、日本での中国暦法の運用の特徴として表れることになる。この点については、章を改めて見ていくことにしたい。

三、中国暦法の運用 —— 夜蝕を例として ——

中国暦法を計算して毎年の曆を作成するということは、行用する曆法が同一である限り、中国と日本の曆は同一になるということである。また中国暦法は、日月五惑星や日蝕・月蝕などの天文計算を含むものであつたので、これらの予想も、また同一であつたはずである。ところが日本では、日蝕予報において、中国とは幾分異なる運用をしていた時期があつた。それは、日没後に起きる「夜蝕」を予報する、という独特な運用である。

そもそも日蝕は、君主の象徴である太陽が掩される天変であり、日本でも儀制令7太陽虧条によつて、その日は廢務する(すべての政務を止める)ことになつていた。そのため、日蝕予報は毎年正月一日に曆博士から陰陽寮に、蝕の八日以前には陰陽寮から中務省に上申することになつており(『延喜式』陰陽寮9日蝕条)、その後、中務省は太政官に上申し、太政官は諸司に告知することになつていた(『延喜式』太政官42日蝕条)。曆博士が都度作成する日蝕予報は、諸司を廢務にして政務や儀式を中止させてしまうため、政治や社会に影響を及ぼすものである。にもかかわらず、日本古代のある時期には、曆博士が夜蝕なるものを予報し、朝廷はその日を廢務にする、ということが実施されていたのである。

このことは、文献史料と中国暦法の計算とを突き合わせることでよつて初めて、実態を知ることが可能になる。文献史料のみからでは分からないのは、十世紀までの日蝕を記録した文献史料、すなわち六国史や『日本紀略』『扶桑略記』などの史書では、中国の正史に

做つて「日有蝕之」という定型文を用いることが殆どで、一つ一つの日蝕がどのような様子であったかを窺うことができないからである。また、以上の史書に記録されている日蝕のなかで、日本列島で観測できたものは、半数にも満たないことが明らかにされている。残りの多くは、日本列島では観測できない日蝕であることから、日蝕予報が外れたものであると解されてきた。しかしここで、「当時のような日蝕予報が出ていたのか」を中国暦法を計算することで推定してみると、従来とは異なる見方が可能になる。以上の史書に記されている日蝕のうち七〇件以上は、日没後に日蝕があると予報されるもの、すなわち夜蝕なのである。つまり、暦博士は観測できないと知りながら、夜蝕予報を出していたことになる。夜蝕を予報するという運用は、中国では見られないものである。なぜ日本では、このような運用が生じたのであろうか。

その理由として想定されるのが、中国暦法において日蝕が昼夜を問わずに算出されてしまうことに起因する、日本の暦博士の誤解である。中国暦法では、黄道と白道との交点の近傍にて日月が会すると日蝕になる、という発想で日蝕の有無を推算する。したがって、そのとき日月が地上にある（昼）か地下にある（夜）かは、日蝕の有無を推算する段階においては考慮されない。ひとまず日蝕の時刻を算出し、それを日出や日入の時刻と比較して、観測できるものかどうかを判断する、というのが日蝕を予報するときの手続きであった。そして、夜の日蝕は観測できないので、中国では当然のこととして、予報からは除外していたのであろう。ところが、あまりにも当然すぎる手続きであったが故に、暦書にはそのことが明記されていなかった。そのために、日本では暦博士が夜蝕に対しても予報を

出してしまったものと推測される。

夜蝕は、日蝕予報が制度化された当初から予報されていたこともあつてか、しだいに貴族層にも「観測できない日蝕がある」ということで、認知されていったようである。天長八年（八三一）四月には、さすがに陰陽寮は夜蝕予報が不要であると気付いたのであろうか、夜蝕予報を中止していたところ、参議南淵弘貞に必要であると咎められ、夜蝕予報が再開される、というできごともあつた（後掲『日本三代実録』元慶三年（八七七）四月壬申朔条）。一方で、日蝕廃務は政事を渋滞させてしまうため、夜蝕予報をすることには疑問も持たれたようであり、元慶元年には、夜蝕廃務が必要か否かについて、陽成天皇から学者たちに諮問があつた。このとき学者たちが提出した回答が、『日本三代実録』元慶元年四月壬申朔条に残されている（引用史料の改行は筆者による）。

夏四月壬申朔、夜丑一刻、日有蝕之。虧初子三刻三分。復至寅二刻一分。皇帝不視事。百官不理務、不举常祭。先是中務省予奏陰陽寮所言四月朔夜、太陽虧之事。詔命明經・紀伝・明法等博士、議日蝕在夜、廢務以否。

從五位上行大學博士兼越中守善淵朝臣永貞・從五位下行助教善淵朝臣愛成・從五位下善淵朝臣広岑・勘解由次官從五位下兼行直講小野朝臣当岑・外從五位下美努連清名等議曰、春秋莊公十八年穀梁伝曰、「王三月、日有食之。不言日、不言朔、夜食也。何以知其夜食」。曰、王者朝日。范甯注曰、「王制云、『天子玄冕、而朝日於東門之外。』故日始出、而有虧傷之處」。是以知其夜食也。何休曰、「春秋不言三月食日者、以

其無_レ形、故闕_レ疑。夜食、何緣書乎。』鄭君積_レ之曰、『一日一夜、合為_二一日_一。今朔日、日始出、其食有_二虧傷之処_一未_レ復。故知、此日以_レ夜食。夜食則亦屬_二前月之晦_一。故穀梁子不_レ為_レ疑。』疏曰、『天子朝_二日於東門之外_一、服_二玄冕_一。其諸侯則玉藻云、『皮弁以聽_二朔於大廟_一。』与_二天子禮_一異也。其禮雖_レ異、皆早且行事。而昨夜有_レ食、虧傷之処尚存。故知_二夜食_一也。徐邈云、『夜食則星无_レ光。』張靖策廢疾云、『立_二八尺之木_一、不_レ見_二其影_一。』並与_二范意_一異。』抛_二此文_一、夜食在_二前月晦_一。則今月朔、不_レ可_二廢務_一。故有_二天子朝_レ日之禮_一。又記曰、『曾子問曰、諸侯旅_二見天子_一、入_レ門不_レ得_レ終_レ禮、而廢者幾。孔子曰、大廟火・日食・后之喪・雨霽_レ服失_レ容、則廢。如諸侯皆在而日食、則從_二天子_一救_レ日。各以_二其方色_一、興_二其兵_一。』注曰、『示_レ奉_二時事_一、有_レ所_レ討也。方色者、東方衣青、南方衣赤、西方衣白、北方衣黑。』抛_二此文_一、行_レ禮之間、太陽有_レ虧、不_レ得_レ卒_レ事、中途廢止。但此間之法、有司預奏、与_二古_レ禮意_一頗不_二相同_一。夫薄蝕者、國家之大忌也。經典所_レ記、不_レ別_二晝夜_一。以此尋_レ之、雖_二是夜蝕_一、猶合_二廢務_一。

文章博士從五位下兼行大内記越前權介都宿禰良香議曰、案經傳諸史、太陽虧損、君避_レ殿移_レ時、百官廢務、自有_二明文_一。不_レ煩_二更載_一。此謂_二晝日之食_一也。至于夜食虧傷之理、不_レ見_二避_レ殿廢務之義_一。但春秋穀梁傳、「莊公十八年春王三月、日有_レ食之。不_レ言_レ日、不_レ言_レ朔、夜食也」。鄭君積_レ曰、「一日一夜、合為_二一日_一。今朔日、日始出、其食有_二虧傷之処_一未_レ復。故知、此日以_レ夜食。夜食則亦屬_二前月之晦_一。』謹案、一日一夜、合為_二一日_一。其食有_二虧傷之処_一。然則若食及復在_二丑剋前_一食者、

當下屬_二前月_一以為_レ晦食_一、晦日廢務_上。若食及復在_二寅剋後_一者、當下屬_二來月_一以為_レ朔食_一、朔日廢務_上。且如雖_二食在_二丑剋_一、而虧傷之処至_二寅若卯_一、未_レ及_二全復_一、則晦朔兩日並須_二廢務_一。古之与_レ今、其事各異。何者、古之曆家、未_レ知_二下_レ推_二日食_一之術_上。唯見_レ虧傷_一、然後知_レ食。設有_二夜食_一、不_レ由_レ得_レ知。後代曆家、以_レ推理、予知_二食否_一、毫毛不_レ差。故唐開元礼云、「太陽虧、有司予奏_二其日_一、置_二五穀五兵於大社_一。皇帝不_レ見_レ事。百官各守_二本司_一。不_レ理_レ務。過_レ時乃罷。」如_二唐礼文_一、不_レ論_二晝夜_一、有司予奏。今予知_二夜食_一。豈得_二以_レ在_二夜不_レ救_レ之乎。早既能救_レ之。豈得_二准_二平日_一舉_二政事_上乎。然則不_レ問_二晝夜_一、必當_二廢務_一。

從五位下守大判事兼行明法博士櫻井田部連貞相・正六位上行左少史兼明法博士秦公直宗等議曰、儀制令曰、「太陽虧、有司予奏云、「不_レ視_レ事者、不_レ聞_二政事_一。過_レ時乃罷者、假令日蝕在_レ申前上、閉門後下。外官、日出上、午後下。」案_二此等文_一、殊舉_二晝時_一。不_レ遑_レ言_レ夜、為_レ其依_二夜蝕_一不_レ可_二廢務_一故也。今大陽隱去、夜漏既致臻。晝夜異_レ名、為_レ政有_レ時。而依_二夜蝕_一廢_二晝政_一、其文未_レ明焉。問_二曆博士_一、日夜食之時有司予可_レ奏以否_一。陰陽頭從五位下兼行曆博士越前權大掾家原朝臣郷好・外從五位下行陰陽權助弓削連是雄等言、天長八年四月一日夜、日有_レ蝕之。有司予不_レ奏。朝廷問_二其由_一。曆博士外從五位下刀岐直淨浜言、「陰陽寮壁書云、夜蝕不_レ奏。故予不_レ奏」。參議從_二三位行刑部卿兼下野守南淵朝

臣弘貞仰「陰陽寮云、「国家急務、何待明朝。雖當夜食、不可不奏。」謹案、凡日月蝕者、是陰陽虧敗之象也。故日蝕修德、月蝕修刑。經典所言、日食之可慎。不_レ論_二晝夜之有_レ別。又壁書所_レ記不_レ見_レ所_レ拋。寮式亦无_二此文_一。然則天長八年以往之例、事涉疎漏。理不可_レ然。是以頃年、夜蝕預申_二送中務省_一。行來漸久。如_レ有_二成式_一。

それぞれの回答を整理しよう。明経博士らは、『春秋穀梁伝注疏』を典拠として、夜蝕は前月晦日に属するものであるとし、また『礼記』には日蝕があると儀礼を中止するとあるが、そこで晝夜は区別していないことから推して、夜蝕でも（前月晦日に）廃務すべきである、と回答した。文章博士は、日蝕廃務は昼を想定しているものであり、夜蝕廃務には根拠が見当たらないとしつつも、現在では推算により夜蝕を知ることができるので、夜蝕でも廃務すべきである、と回答した。明法博士らは、法制史料を引用して、儀制令が規定する日蝕廃務は昼のみを想定していることを論じ、夜蝕廃務には根拠がなく、必要のないものである、と回答した。このように回答は三者三様であったが、朝廷では夜蝕廃務は必要であるという結論に至り、以降も夜蝕廃務を継続することになった。ただし、このあと延喜十八年（九一八）十二月には、暦博士葛木宗公からの提案であつけなく夜蝕予報・廃務は廃止されることになる（『西宮記』所引延喜十八年十二月二十九日宣旨）。

学者たちの回答を読むと、夜蝕廃務は、經書に典拠のある儀礼であるかのような印象を受ける。たしかに、学者たちが引用する『春秋穀梁伝』には「夜食」の語が見られるのであるが、その用法は、

元慶元年に話題となつている「夜蝕」とは異なるものであつた。『春秋穀梁伝』は、莊公十八年三月の日蝕について、日の干支と朔の字が記されていないので「夜食」であつたとし、「夜食」を知ることができたのは、王者は朝日を迎えるからである、と解する。この文脈からすると、「王者」は（推算ではなく）目視で日蝕を発見していることにならう。すなわち、ここでいう「夜食」とは、太陽が欠けたまま昇るもの（日出帯蝕）であつて、元慶元年に話題となつている一切観測できない「夜蝕」を想定したものではない。あくまで日本の学者たちは經書を援用して議論を展開しているに過ぎず、やはり夜蝕廃務には明瞭な典拠など存在しないのである。

以上、日本では暦博士が中国曆法を独学で運用したことで、夜蝕予報が登場し、九世紀には貴族たちも夜蝕予報を必要なものとして認識するようになった、という事例を紹介した。中国では、曆法の撰者と曆官（曆法を計算する者）は同一であることが殆どであり、後進に対しては曆官が直接指導をすればよいので、曆法を誤解して運用する、といった事態は起こりにくい。一方で、テキストを独学せざるを得なかつた日本の暦博士は、中国での常識など知る由もなく、夜蝕なるものを創り出してしまったのである。

おわりに

日本では近世まで、独自に曆法を成すことはなかつた。為政者は中国曆法を継受せざるを得ず、曆官が計算方法を解するまで曆法を行用できないという制約も加わり、任意の時期に曆法を改めることなど到底不可能であつた。自由に制御することができない以上、曆

の権威の象徴としての側面は、後退せざるを得なかったであろう。また日本では、暦博士が中国暦法を独学で読解せざるを得なかったが故に、夜蝕を予報するという独特の慣習が形成されることになった。なぜ必要なのかという理屈がないままに、夜蝕予報は百年以上も続き、むしろ必要性が議論となって明確化されてからは、四十年余りで消滅することになる。この例のように、暦の理念や正しさよりも、朝廷や貴族にとっての実用性、利便性が先行して運用されていたことに、日本における中国暦法の継受の特徴を見ることができよう。

注

- (1) 新規に採用された暦法を計算して暦が作成されるのは、原則、翌年の暦からである。宣明暦の場合、貞観三年六月十六日に頒行(採用)されているので『日本三代実録』、宣明暦で計算されたのは貞観四年の暦からということになる。以下、暦法が行用された期間を示すときには、その年の暦が当該の暦法で作成された期間を示すことにする。
- (2) 貞享元年(一六八四)三月には、宣明暦を廃して明の大統暦を行用させる詔が下されているが、同年十月には、大統暦を廃して貞享暦を行用させる詔が下されたので、結果として大統暦は行用には至らなかった。
- (3) 日本古典文学大系『日本書紀 下』五〇七頁。
- (4) 章法(メトソ周期)は、観測精度が高まったことで厳密には成り立たないことが明らかになり、北涼の玄始暦(四一二〜五二二)において放棄された。
- (5) いつから儀鳳暦のみを行用するようになったのかは定かではないが、七世紀のうちに移行が完了したことはほぼ疑いない。史書では、『日本

書紀』まで(持統天皇十一年(六九七)八月朔まで)は元嘉暦で、『続日本紀』から(文武天皇元年(六九七)八月朔から)は儀鳳暦で、日の干支があてられている。儀鳳暦のみを行用するようになった時期に関する私見は、拙稿「日本古代における暦法の施行と運用」『日本歴史』八五二、二〇一九年)で論じた。

- (6) 唐肅宗の乾元元年(七五八)以降は至徳暦に代わっていたが『新唐書』、至徳暦は大衍暦をわずかに修訂したものに過ぎなかったため、独立した暦法としては扱われないことが多く、ここでも大衍暦を行用した期間に含めた。

- (7) 新訂増補国史大系『日本三代実録』七六〜七七頁。

- (8) 竹迫忍「中国古代星図の年代推定の研究」『数学史研究』二二八、二〇一七年)一九頁。氏は、麟徳暦の最初の行に「麟徳暦 麟徳元年甲子、距上元積二十六万九千八百八十算」とあったのを、新羅が「儀鳳暦 儀鳳元年丙子、距上元積二十六万九千八百九十二算」と改めたと推定する。

- (9) 新日本古典文学大系『続日本紀 一』二八八頁。

- (10) 前掲『日本三代実録』貞観三年六月十六日己未条では「遣唐使録事」とあるが、羽栗翼は遣唐録事となった二か月後、宝亀六年八月に遣唐准判官に昇任しているため、「遣唐使録事」とあるのは誤りである。

- (11) 新訂増補国史大系『類聚三代格』五三六頁。この太政官符は、陰陽頭兼暦博士家原郷好が「宣明暦は暦議や立成を欠いているので大衍暦のもので代用させて欲しい」と請うてきたのを許可したものである。

- (12) 夜蝕については、拙稿「日本古代における夜蝕」『続日本紀研究』四二六、二〇二二年)にて詳論しているので、参照いただきたい。

- (13) 渡邊敏夫『日本・朝鮮・中国 日食月食宝典』(雄山閣出版、一九七九年)。

- (14) 新訂増補国史大系『日本三代実録』三九九〜四〇一頁。

